

## 市税などの納付には 便利な口座振替の利用を



口座振替は、指定口座から納期限の日に、自動的に引き落としとして納税できます。

### 【メリット】

- ①納め忘れがない
- ②金融機関などへ納付に出かける手間が省ける
- ③一度申し込むと翌年度以降も自動的に継続

### ■口座振替ができる市税など

- 固定資産税・都市計画税
- 国民健康保険税（普通徴収）
- 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）
- 軽自動車税（種別割）
- 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- 介護保険料（普通徴収）

### ■申込み

キャッシュカードや口座振替依頼書で申し込みできます。

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



☎ 納税課 ☎ (93) 0434

## 納期内納付に ご協力ください

# 10/31 (木)

- 市民税・県民税・森林環境税（普通徴収） 第3期
- 国民健康保険税 第4期
- 後期高齢者医療保険料 第4期
- 介護保険料 第4期

## 定額減税補足調整給付金“支給確認書” 提出期限は10月31日（木）までです！

令和6年分推計所得税及び令和6年度分個人住民税（市民税・県民税）において、定額減税を実施しています。その際、定額減税しきれないと見込まれる人に対して、その差額を1万円単位に切り上げて算定した調整給付金を支給しています。

### ■対象者

定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分市民税・県民税所得割額を上回る人

### ■申込み

定額減税補足調整給付金の支給対象者に支給確認書を6月下旬に送付しています。支給を希望する人は、**令和6年10月31日（木）（消印有効）**までに、同封の手引に従って手続きをしてください。期限を過ぎた場合、給付金の支給はできませんのでご注意ください。

なお、支給時期は支給確認書を受付してから、1カ月程度お時間をいただいていますので、ご了承ください。



◀「定額減税補足調整給付金の  
お知らせ」の封筒画像

詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。

定額減税のお知らせ



定額減税補足調整給付金の  
お知らせ



☎ 課税課 ☎ (93) 0443

## 自転車乗車用ヘルメットの購入費補助金



自転車交通事故発生時の被害軽減に効果がある自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

### ■対象者

- ①市内に居住し、市の住民基本台帳に記録されている人
- ②市税を滞納していない人

### ■補助対象のヘルメット

令和6年4月1日以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットで、市が認める安全基準を満たしている認証があるもの（SGマークなど）

■補助金額 購入費用の1/2（100円未満切り捨て、上限2,000円）

### ■申込み

次の書類を令和7年3月31日（月）までに窓口へ持参するか郵送で提出

- 補助金交付申請書兼請求書（窓口で配布のほか、市公式ホームページでダウンロード可）
- 申請者の本人確認書類の写し（運転免許証・マイナンバーカードなど）
- 領収書の写し
- 安全基準の認証が確認できるもの（保証書・取扱説明書・カタログの写しなど）
- 補助金の振込先口座（申請者名義のもの）が確認できる通帳などの写し

補助対象など、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。



☎ 市民活動推進課

☎ (93) 1117 ☎ 286-0292（住所不要）